

# 仕 様 書

## 1 業務名

安佐南区総合福祉センター警備業務

## 2 目的

本業務は、安佐南区総合福祉センター（以下「施設」とする。）における火災、盗難その他の事故を未然に防止し、建物における秩序の維持並びにその施設及び設備の保全を図り、正常な運営を確保するために実施するものである。

## 3 施設の規模

地上7階建て 建築面積 1,598.09㎡  
延べ面積 6,150.93㎡

## 4 警備業務の履行期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

## 5 業務内容

- (1) 委託業務内容及び委託業務に従事する日並びに時間は別表1のとおりとし、警備員の配置は別表2のとおりとする。
- (2) 受注者は、火災、盗難その他の事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるときは、関係機関への通知等の臨機の処置を取るとともに、発注者が指定した者へ連絡するものとする。

## 6 鍵の預託

発注者は、警備上必要な鍵を受注者に預託する。受注者は、預託された鍵を厳重に管理しなければならない。

## 7 業務実施に当たっての留意事項

受注者は、広島市役所庁内取締規則に定めるところに準じて、適正に委託業務を履行しなければならない。

- (1) 警備員は、発注者の定める有資格者（別表2のとおり）であること。
- (2) 警備員は、勤務中の服装を正しくし、来庁者に対しては礼儀正しく応対するとともに、案内を求められたときは、懇切丁寧に案内し、また、電話の応対も懇切丁寧に行うこと。
- (3) 警備員は、常に受注者名入りの統一した衣服を着用するとともに、身分証明書を携帯すること。
- (4) 警備員は、休憩する際は指定した場所で行い、休憩時間の取得については、状況により臨機に対応すること。

## 8 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び警備員の住所、氏名、生年月日を報告しなければならない。現場責任者及び警備員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 前号の報告に当たっては、警備業法第21条第2項及び同法施行規則第38条に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。
- (3) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は年間計画書とし、契約締結後速やかに提出して、発注者の確認を受けなければならない。

- (4) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（警備日誌）は所定の様式により、毎日（広島市の休日を定める条例に規定する休日の場合には翌日以降で最も近い就業日）前日分を提出して、発注者の確認を受けるものとする。

#### 9 費用の負担等

- (1) 受注者は委託業務に必要な限りで、警備員控室等の施設の一部を使用することができるものとする。
- (2) 委託業務に必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は、発注者の負担とする。
- (3) 打刻鍵は、発注者の指定した場所に設置し、巡回時計は受注者所有のものを使用する。
- (4) その他委託業務を行うために必要な器材等は、全て受注者の負担とする。

#### 10 その他

- (1) 受注者は、委託業者が変更する場合には、変更後の業者が業務に支障をきたさないよう十分なる引継を行わなければならない。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

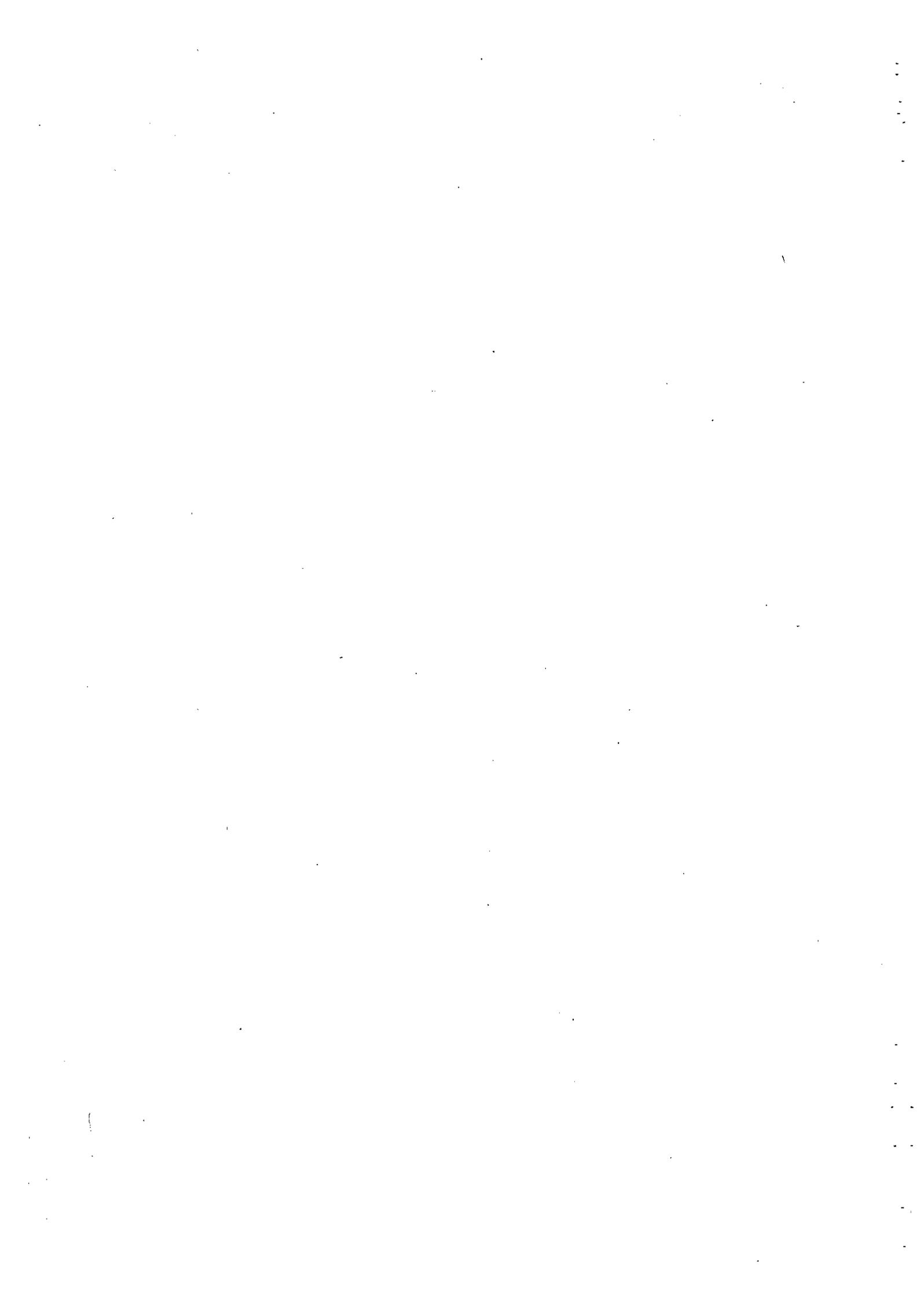
別表 1

区 分	業務内容	業務日及び時間	
昼・夜間 警備	1 出入口の開閉 2 出入者の監視 3 入退庁者の記録 4 外来者の応対 5 建物内外の巡視及び警戒 6 鍵の受渡し及び保管 7 電話の応対 8 建物内外の巡視及び警戒 ① 不審物、不審者の発見警戒 ② 不要電燈の消灯 ③ コピー機等の電気機器の電源切り忘れ ④ ドア施錠の有無 ⑤ 湯沸室の電気機器の電源切り忘れ ⑥ 窓の閉め忘れ 9 火災及び盗難の防止 10 国旗及び市旗の掲揚・降納 11 傘入袋回収箱の設置・格納 12 駐車場(施設から約300m離れた2箇所の施設外駐車場を含む)及び敷地内通路の開閉 13 駐車場(施設から約300m離れた2箇所の施設外駐車場を含む)の管理・監視及び車両の整理 14 防犯カメラ及び周辺機器等の操作 15 バリカーの開閉等 16 防災監視盤の監視 17 その他警備上必要な事項	4月1日から 3月31日まで	土曜日、日曜日及び*休日 午前8時00分から 午後10時00分まで
		ただし、毎月 第3日曜日、 8月6日、1 2月29日か ら翌年1月3 日までを除く	上記以外の日 午前7時00分から 午後10時00分まで

巡視回数及び標準巡視時間 (打刻鍵設置場所は別図1のとおり)		
土曜日、日曜日 及び*休日	午前8時00分から午後10時00分ま での間4回	午前10時00分 午後2時00分 (土曜日、日曜日及び*休日のみ) 午後6時00分 午後9時30分
上記以外の日	午前8時00分から午後10時00分ま での間3回	

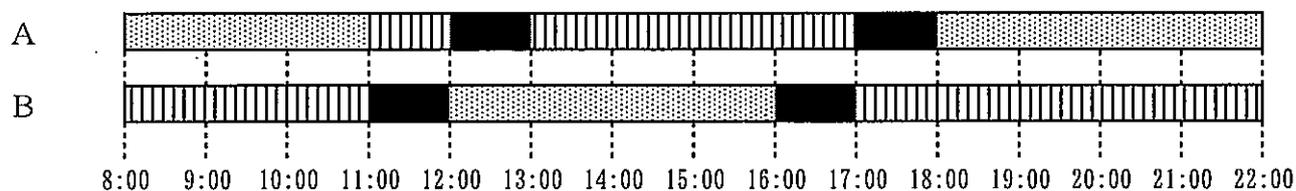
国旗及び市旗の掲揚・降納の日並びに時刻(雨天の場合を除く)		
区 分	掲 揚	降 納
土曜日、日曜日及び*休日	午前8時30分	午後5時30分
上記以外の日	午前7時30分	午後5時30分

\*休日…国民の祝日に関する法律に規定する休日

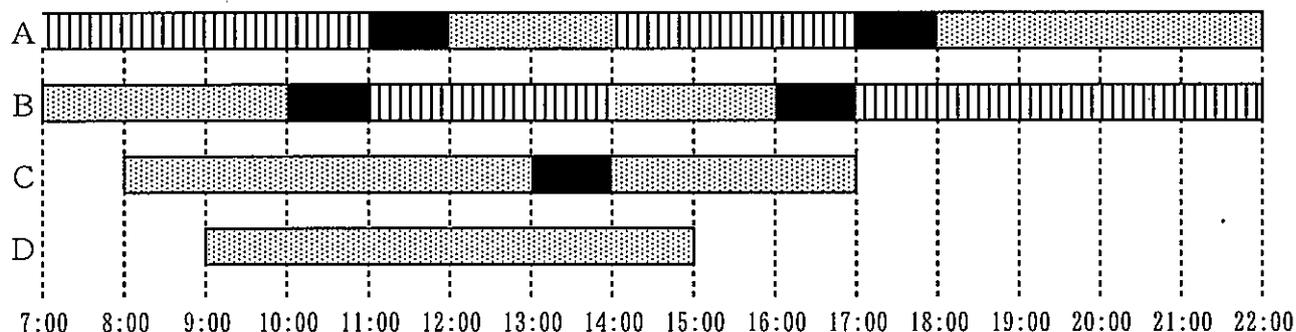


警備業務配置表

1 警備体制  
【土曜日、日曜日及び\*休日】



【上記以外の日】



凡例 巡回、警戒、駐車場案内及び誘導業務

受付、出入管理業務

休憩

\* 休憩については状況により臨機に対応すること。

2 有資格者の配置  
有資格者の配置は次のとおり。

区分	必要な資格
C	うち一人は交通誘導警備業務2級以上の資格を有すること
D	

3 年間業務日数

年度	① 土曜日 日曜日	② 休日	①、②以外の日	計
7	91日	14日	241日	346日
8	90日	16日	240日	346日
9	90日	15日	242日	347日
10	90日	14日	242日	346日

\*休日…国民の祝日に関する法律に規定する休日



● 施設の開館日及び開館時間

区分	入居施設	開館日・開館時間						
		日	月	火	水	木	金	土
7階	機械室	—	—	—	—	—	—	—
6階	地域福祉センター	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	区役所厚生部	—	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	—
5階	地域福祉センター	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
4階	地域福祉センター	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	区役所厚生部	—	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	—
3階	区役所厚生部	—	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	—
2階	児童館	10:00~16:00	13:00~18:30	13:00~18:30	13:00~18:30	13:00~18:30	13:00~18:30	10:00~16:00
	長期休業中の学校休業日	10:00~16:00	12:00~18:30	12:00~18:30	12:00~18:30	12:00~18:30	12:00~18:30	10:00~16:00
	放課後児童クラブ	—	13:00~18:30	13:00~18:30	13:00~18:30	13:00~18:30	13:00~18:30	8:30~17:00
	長期休業中の学校休業日	—	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~17:00
1階	エントランス							
	駐車場							

(注1) 区役所厚生部の開庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、12月29日~1月3日である。

(注2) 地域福祉センターの休館日は、月の第3日曜日、8月6日、12月29日~1月3日である。

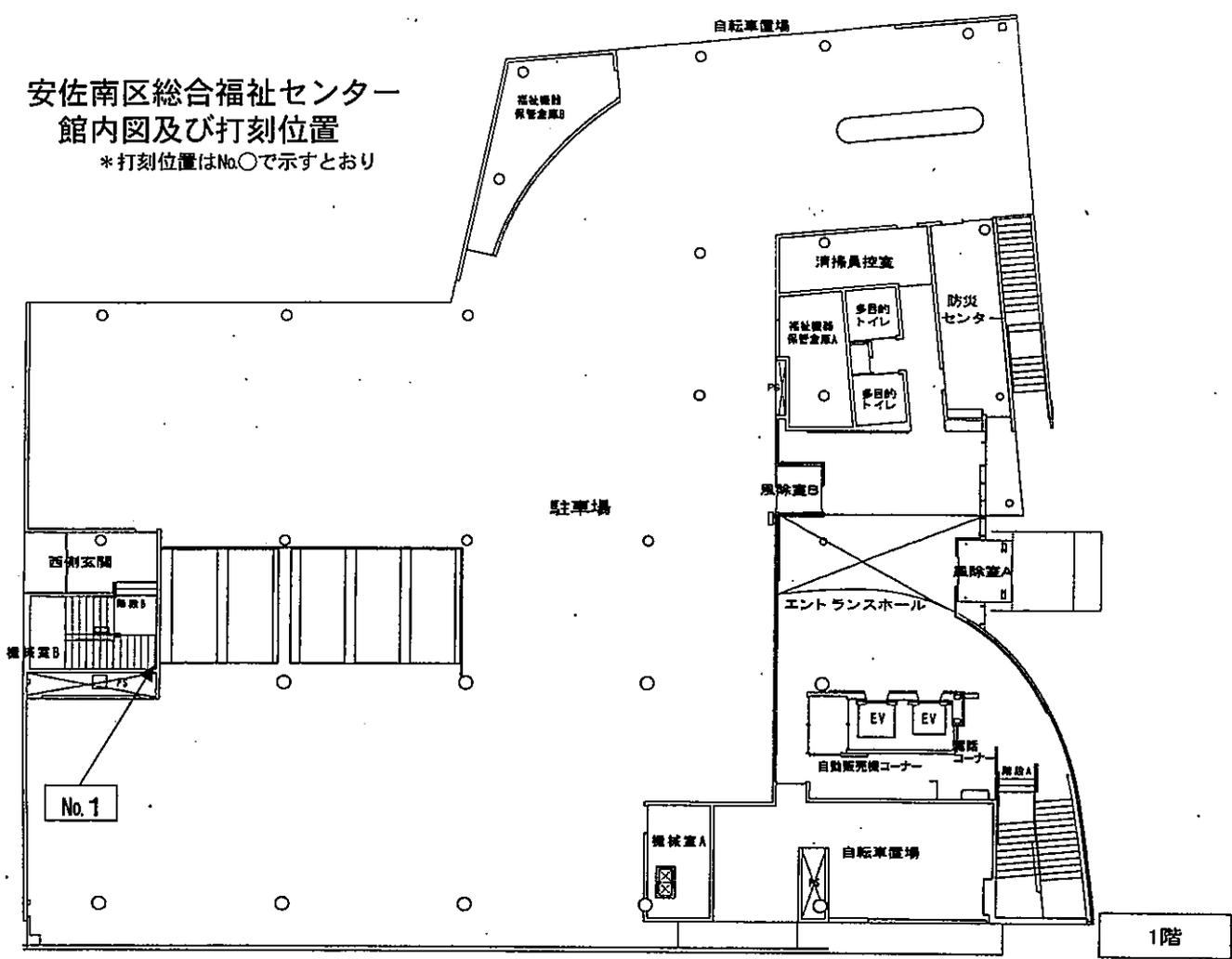
(注3) 児童館の休館日は、月の第1日曜日及び第3日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、12月29日~1月3日である。

(注4) 放課後児童クラブの休会日は、月の第2土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月6日、8月14日~16日、12月29日~1月4日である。

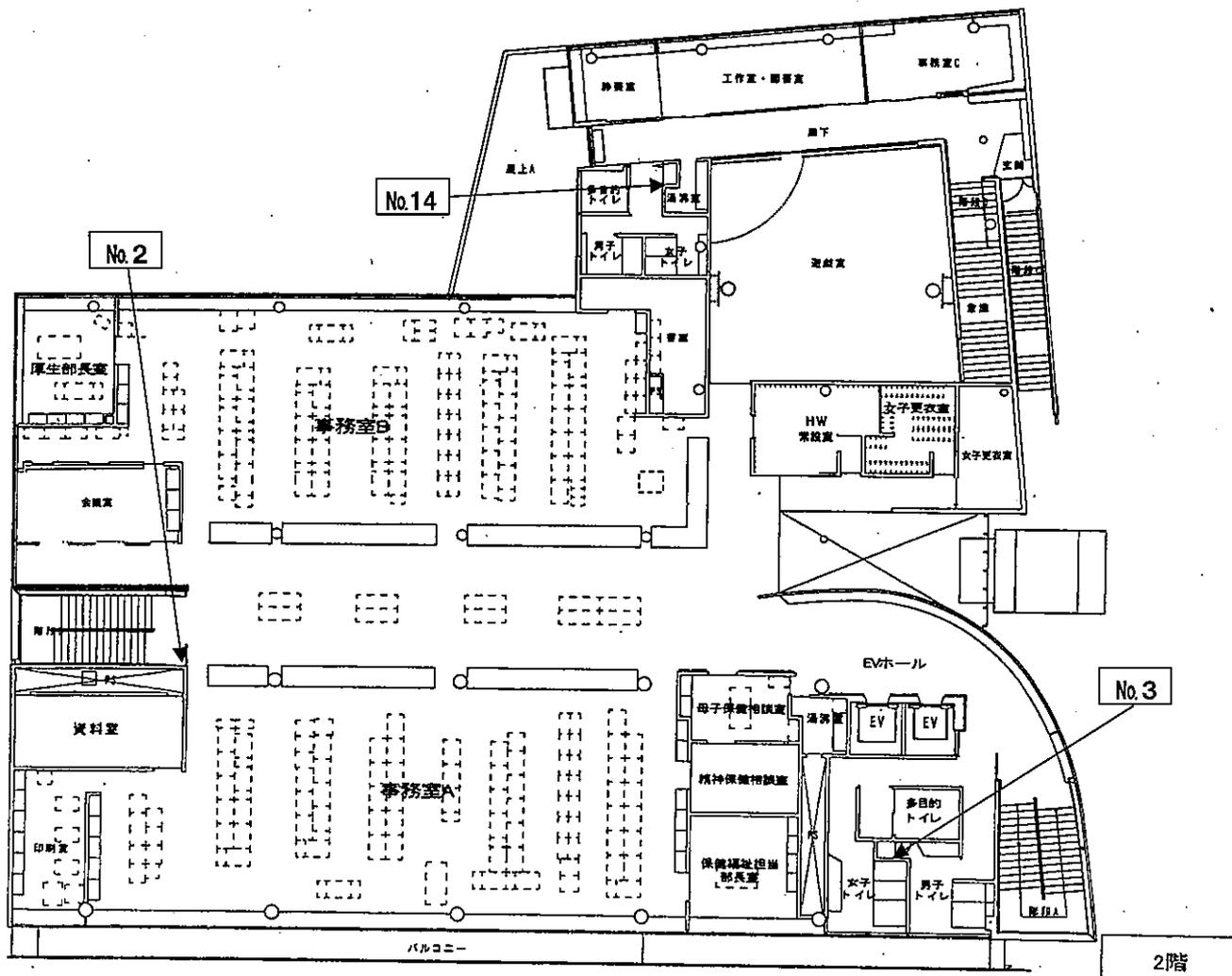


# 安佐南区総合福祉センター 館内図及び打刻位置

\*打刻位置はNo.○で示すとおり



1階



2階



